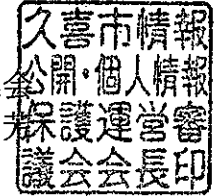




情個審議答申第3号
令和3年8月4日

久喜市長 梅田修一様

久喜市情報公開・個人情報保護運営審議
会 長 佐 世



個人情報保護条例第9条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年7月21日付け久介第542号で諮問のありました標記の件につき
まして、下記のとおり答申いたします。

記

久喜市個人情報保護条例第9条第1項第5号及び同条第3項の規定に基づく
個人情報の目的外利用については、諮問の内容を適当と認める。